

リフォーム補助金

子育て世帯が、町内在住の親世帯と新たに三世代同居をするために持家をリフォームをする場合、その費用の一部を補助します。

補助金額

一戸あたり
50万円
を上限に補助します。



補助限度額

50万円を限度に、**リフォーム工事にかかった費用の1/10を補助**（1,000円未満切り捨て）

主な対象要件

□新たに三世代同居をするため、リフォーム工事を行うこと。（※ただし、対象工事費が100万円以上のもの）
（※現に三世代同居をしている場合は対象外）

□同居する親世帯が、1年以上継続して町内に居住（住民登録）していること

□子世帯は、中学生以下の子（出産予定を含む）と同居している世帯であること

□リフォーム工事後に、リフォームした住宅に子世帯と親世帯が新たに同居し、全員が居住（住民登録）していること

□子世帯・親世帯の全員が町税を滞納していないこと

住宅要件

子、または、同居する親が太子町内に所有する住宅であること（令和7年4月1日以降に工事請負（当初契約）を行ったもの）

建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること

※ 過去に三世代同居・近居支援補助を受けられた方の交付申請はできません。

問合せ先 太子町役場 政策総務部 秘書政策課
電話番号：0721-98-5531 FAX番号：0721-98-4514
メールアドレス：hisyo@town.taishi.osaka.jp

対象工事

同居する子または、親のいずれかが契約した工事であること。

- ◆ 工事の契約日が令和7年4月1日以降であること。
- ◆ 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われた工事であること。

対象となる工事の例

子世帯・親等世帯が同居するために必要な住宅本体の工事が主な対象となります。

- 居住部分の増築・改築など
- 外装工事（屋根、雨樋、柱、外壁の修繕・塗装など）
- 内装工事（床・内壁・天井等の内装替え、畳の取替えなど）
- 建具工事（雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替えなど）
- 電気・ガス等の各種設備工事
- 給排水工事（トイレ・風呂・キッチン等の水周り改修など）

対象とならない工事の例

住宅本体以外の工事などは対象外となります。

- 敷地造成、門、塀その他の外構工事
 - 物置、車庫等の設置など
 - 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置など
- そのほか、国、大阪府、太子町から、住宅改修に関して他の補助等の対象となった工事も対象外となります。ただし、他の補助等の対象となった額を控除して、補助の対象とすることができます。

申請方法

制度を利用できるかどうかを確認するため、リフォーム工事(着工)の前に必ず事前協議を行ってください。

- ◆ 申請書に必要書類を添えて、秘書政策課(役場3階)に直接ご提出ください。（午前9時～午後5時30分、ただし、土日、祝日及び12月28日～1月3日を除く。）
 - ◆ 申請日時点で要件の全てを満たしている必要があります。
 - ◆ 下記の提出書類が揃っていない場合は受け付けができませんので、ご注意ください。（記入もれにご注意ください。）
- ※ 下記の事項を必ずご確認ください。

事前協議時提出書類

- ① 太子町三世代同居リフォーム工事補助金事前協議書（様式第1号）
- ② 子と親の親子関係がわかる書類（戸籍全部事項証明書等）
- ③ 三世代世帯全員の住民票
- ④ 位置図、平面図、立面図その他の工事の内容が確認できる書類
- ⑤ リフォーム工事の見積書のコピー（内訳明細付）
- ⑥ リフォーム工事着前に現況を明らかにする写真

※戸籍全部事項証明書及び住民票は申請日から6か月以内に発行されたもの

申請時提出書類

- ① 太子町三世代同居・近居支援補助金交付申請書（様式第2号）
- ② 三世代世帯全員の住民票
- ③ 工事請負契約書のコピー
- ④ 工事代金領収書のコピー
- ⑤ 工事実施後の住宅の現況及び工事施工箇所の写真
- ⑥ 子世帯全員及び親世帯全員の納税証明書
- ⑦ 対象要件内の「中学生以下の子」が出産予定である場合は、母子健康手帳または出産予定であることがわかる書類のコピー

右記③、④、⑦は、コピーの他に原本を確認しますので、必ずご持参ください。